

明海南小学校区広域避難所 災害対応マニュアル

平成 24 年(2012)3 月 作成
平成 25 年(2013)8 月 17 日 改訂
平成 27 年(2015)5 月 9 日 改訂
平成 28 年(2016)5 月 20 日 改訂
平成 28 年(2016)11 月 5 日 改訂
平成 29 年(2017)7 月 1 日改訂
平成 30 年(2018)7 月 7 日改訂
令和 5 年(2023)5 月 13 日改訂
令和 6 年(2024)5 月 11 日改訂

明海南小学校
明海中学校
渋谷教育学園浦安こども園
明海南小学校 PTA
明海中学校 PTA
学校支援コーディネーター
パークシティ新浦安自治会
グランファースト新浦安自治会
パークシティグランデ新浦安自治会
ラ・フィネス新浦安自治会
パークシティ東京ベイ新浦安 SOL 自治会

はじめに

平成 23 年(2011)3 月 11 日の東日本大震災の影響を受け、浦安市でも震度 5 強の地震が発生しました。避難所に指定されている明海南小学校では、当時地域内の居住者や地域外の来訪者の緊急避難を受け混乱をきたし、学校の先生方およびその PTA の方々に大変なご迷惑をおかけいたしました。

昨今、首都直下型地震や東海地震など東日本大震災よりも更に大規模な地震が高い確度で発生するであろうことが報道されております。東北における被災地の避難所暮らしの姿は私たちの地域においても、他人事ではなく差し迫った課題として取り組む必要があることを改めて教えています。

このような中、本マニュアルは、明海南小学校、明海中学校、各 PTA および明海南小学校区の 5 自治会の皆様が集まり約 1 年間に要して作成いたしました。震災発生時の初動時対応から避難所の開設、運営を中心に記載しておりますが、今まで想定していなかった津波に対する避難についても記載しております。平素から本マニュアルの内容を各自治会の住民や関係者に周知され、災害に対して整然と対処できるよう願っております。

震災後の苦境を、より多くの住民が耐え忍び復旧・復興へと繋げ、また、学童の授業をいち早く再開していくためには、地域住民の自助努力と公助との連携が重要であり、換言すれば地域住民が主体的に避難所運営の役割を果たすことが必要不可欠であります。

地域全体が緊密に連携するとともに、思いやりと譲り合いをモットーに献身的な活動を行い、以てお互いに感謝し合えるような災害対応ができることを心より願っております。

平成 24 年(2012)3 月
「明海南小学校区広域避難所災害対応マニュアル」検討チーム代表
パークシティ新浦安(元)自治会長
五十川 勝

目次

第1章 総則

第1条 目的

第2条 構成および前提条件

1. 構成
2. 前提条件

第3条 構成組織およびメンバー

1. 構成組織
2. 避難所運営組織とそのメンバー

第4条 災害対応概略フロー

第2章 初動体制

第1条 地震時対応

1. 災害対策検討会議の開催
2. 連絡網、集合場所等

第2条 津波時対応

1. 学校の対応
2. 地域内マンションの対応

第3条 その他災害時対応

第4条 連絡網

1. 連絡先一覧、順位
2. 連絡手段、順位

第3章 避難所運営

第1条 前提条件

1. 避難者の受入れ
2. 避難所の概要

第2条 避難所運営組織詳細

1. 避難所運営本部
2. 受付誘導班
3. 給水支援班
4. 食料配布管理班
5. 仮設トイレ設置管理班
6. 情報伝達班
7. 衛生・清掃班
8. 学校子供班
9. 医療救命班
10. エネルギー管理班
11. 資材調達管理班

12. 施設管理班
13. 苦情相談班
14. 防犯対策班
15. 人材管理班

第3条 避難者収容場所および関連施設位置図

参考: 添付資料

第1章 総則

第1条 目的

このマニュアルは、広域避難所として指定されている明海南小学校・明海中学校が避難所としての役割を求められる様な災害が発生した場合に、明海南小学校区にある近隣 5 自治会、学校(こども園含む)、PTA、学校支援コーディネーター(以下「構成組織」)が連携し、避難所運営・住民対応・行政対応などを行うことを目的とする。

また、避難所開設時には、浦安市が策定した「浦安市避難所開設・運営マニュアル」を基本として遵守するが、地域特有の事情に基づく独自の要件については本マニュアルで補足として参照する。

第2条 構成および前提条件

1. 構成

このマニュアルは、以下①、②の場合に構成組織がどのように対応するかという視点にて、構成されている。

① 発災直後に初動を起こす場合(第2章に記載)

- 1) 地震時の対応
- 2) 津波発生時の対応
- 3) その他の災害への対応

② 初動体制の後、避難所が開設される事態になった場合(第3章に記載)

- 1) 短期的な避難所開設の場合
平成 23 年 3 月 11 日クラスの浦安市の災害のイメージで、主に避難所が水、食料、トイレ、情報の供給基地になることを想定。
- 2) 長期的な避難所開設の場合
上記1)を超える規模の災害が発生し、ある期間避難所で住民が生活することになった場合を想定。

2. 前提条件

① 想定災害規模

- 周辺マンションおよび明海南小学校および明海中学校は倒壊せず、原則として利用上の危険がないことを前提とする。
- 避難所が倒壊するなど、想定以上の災害があった場合は行政との打ち合わせに基づき対応方針を決める。

② 想定する災害発生時間帯

- 明海南小学校又は中学校内に、学校職員他関係者(以下「学校職員等」という)が在館している時間帯および夜間又は休日等の学校職員等が在館していない時間帯の双方を前提とする。
- なお、避難所に学校職員等が在館しない場合に災害が発生した時は、浦安市の直行職

員(第1章第3条2.③)が可及的速やかに駆けつけ鍵を開けることを前提としている。

③ 想定避難者

- 明海南小学校区住民
- 通行者
- 近隣施設来訪者(ホテル、結婚式場、店舗、公園)

(*)明海南小学校区域外の地域住民が多数避難する事態が発生した場合は、避難所運営の主体が当構成組織とはならないと思われることから、行政との打ち合わせに基づき対応方針を決定する。

第3条 構成組織およびメンバー

1. 構成組織

本マニュアルの実施に当っては以下の団体がその構成組織となる。

- (1) 明海南小学校
- (2) 明海中学校
- (3) 渋谷教育学園浦安こども園
- (4) 明海南小学校 PTA
- (5) 明海中学校 PTA
- (6) 学校支援コーディネーター
- (7) パークシティ新浦安自治会
- (8) グランファースト新浦安自治会
- (9) パークシティグランデ新浦安自治会
- (10) ラ・フィネス新浦安自治会
- (11) パークシティ東京ベイ SOL 新浦安自治会

2. 避難所運営組織とそのメンバー

① 避難所運営本部

- | | | |
|------------|---|------|
| (1) 本部長 | 自治会長輪番制(*) | 1名 |
| (2) 副本部長 | 明海南小 ・明海中学校長 | 2名 |
| (3) 自治会長 | 本部長以外。うち1名が本部長代理 | 4名 |
| (4) コアスタッフ | 各自治会(防災防犯担当、前期経験者、それぞれ1名以上)、PTA、学校、こども園、学校支援コーディネーター、 | 必要人数 |

(*)毎年5月会議後に交代。パークシティ新浦安 → グランファースト新浦安 → パークシティグランデ新浦安 → ラ・フィネス新浦安 → パークシティ東京ベイ新浦安 SOL →、の順で輪番制とする。

(*)コアスタッフは、避難所運営に必要な各班(詳細は第三章にて記載)のリーダーとなる者をいい、その人数に関しては災害の程度により運営本部にて決定する。

② サポートスタッフ

- (1) 各自治会住民

(2) 明海南小学校 PTA、明海中学校 PTA

(3) 災害派遣ボランティア

(4) 避難住民からのボランティア

(*) サポートスタッフとは、避難所運営に必要な各班に於いて、コアスタッフの指示のもとに各班の業務を現場で遂行する者をいう。

③ 派遣行政スタッフ

コアスタッフ、サポートスタッフに帰属せず行政(浦安市)側のスタッフとして避難所運営本部と行政とのパイプ役として機能する。

(1) 直行職員 2名

(従来の対応職員は平成26年度から直行職員に統合)

(*) 直行職員とは、避難所対象となっている小学校・中学校職員の勤務時間外に震度 5 強以上の地震が発生した場合に、当該小学校・中学校(避難所)に参集し、初期対応活動を行ない、避難所開設に伴い常駐する職員のことをいう。

3. 定例会議

本マニュアル記載内容の加筆・修正、各種関連情報の関係当事者間での周知徹底および担当の引継ぎを目的として避難所運営本部の主要メンバーにて以下記載のとおり定例会議を開催する。

① 時期

毎年 2 月、5 月、7 月、11 月の第一土曜日 14:00～

または、第二土曜日 14:00 から。学校と打合せの上決定する。

② 場所

明海南小学校

③ 出席メンバー

・本部長(1名)

・副本部長(2名)

・自治会長(4名)

・各自治会(防災防犯担当、前期経験者。それぞれ1名以上)

・PTA

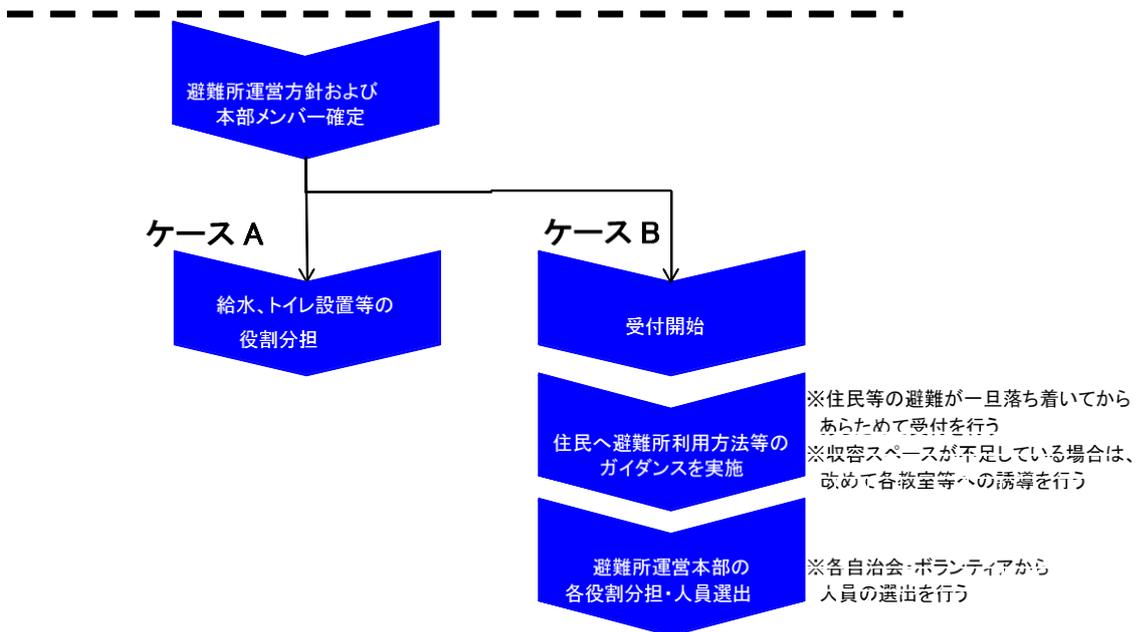
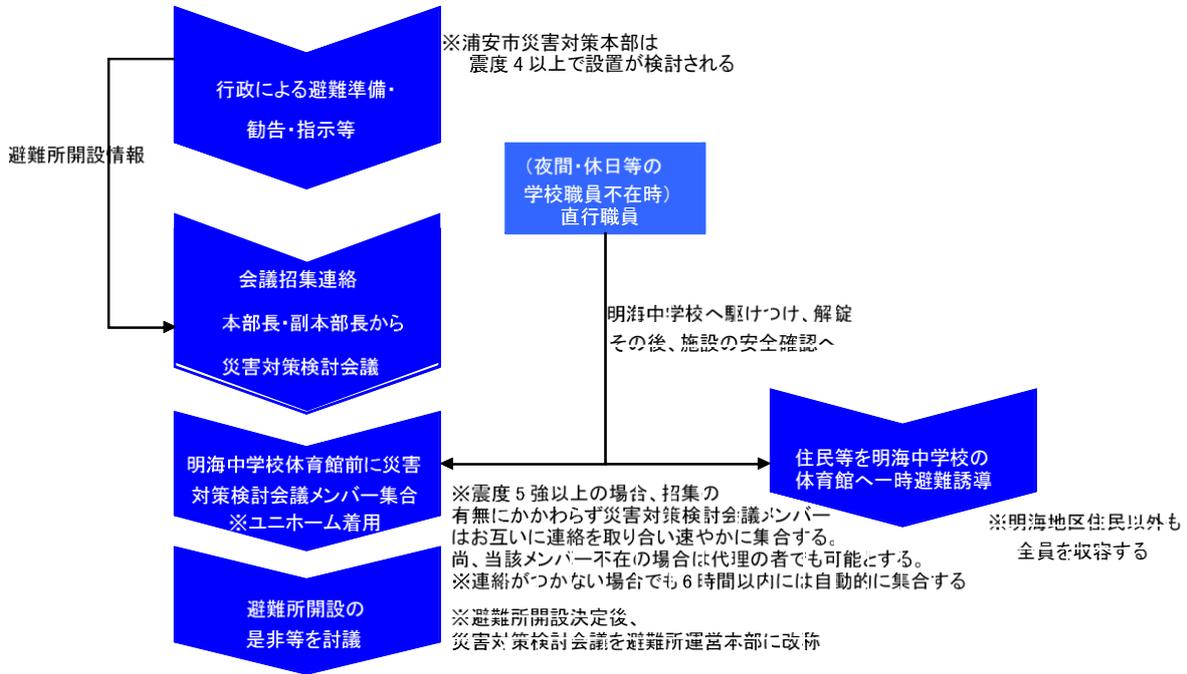
・学校

・こども園

・学校支援コーディネーター

第4条 災害対応概略フロー

以下のフローでは、大規模地震発生時において、浦安市から避難所開設準備情報が発令されることを前提としているが、当該情報が発令されない場合においても、別途、避難所運営本部長・副本部長の判断により運営本部員を招集することができるものとする。



※ユニフォームのイメージ



第2章 初動体制

第1条 地震時対応

1. 災害対策検討会議の開催

- ① 副本部長である明海南小学校長・明海中学校長(両校長が不在の場合は、両校の教頭、もしくは代替する学校職員等がこれに代わるものとする。)は、浦安市から避難準備情報が発信された場合、または浦安市にて災害対策本部が立上げられた旨の情報が発信された場合、速やかに本部長(不在の場合は、本部長代理となる明海南小学校区のいずれかの自治会長)に連絡し、災害対策検討会議を招集し、これを開催することができる。
- ② 本部長又は副本部長は、浦安市からの避難準備情報、その他、これに類する連絡が無くても、明海南小学校区内周辺の情勢に鑑み、災害対策検討会議メンバーの招集が必要と判断される場合は、相互に連絡をとり、又は本部長代理となる自治会長と連絡を取り、災害対策検討会議を招集し、これを開催することができるものとする。
- ③ 前2号の定めにかかわらず、震度5強以上の地震が発生した場合には、本部長、副本部長及び自治会長は、概ね6時間以内に集合し、災害対策検討会議を開催する。
 - (*) 夜間等、学校職員が不在時の体育館の鍵は、原則市直行職員が開錠する。
なお、災害対策検討メンバーによる備蓄倉庫の開錠と立ち入りは差し支えない。
 - (**) 自治会長が不在の場合は、別紙1構成メンバー連絡網および各種連絡先2.関係者各自治会の連絡先記載の担当者に連絡する。

2. 連絡網、集合場所等

- ① 明海南小学校長から災害対策検討会議立上げ要請を受けた本部長、本部長代理又は明海南小学校区のいずれかの自治会長は他の自治会長に連絡を行なう。又、本部長、副本部長、各自治会長は、必要に応じ予め定められたコアスタッフ等関係者に連絡する。
 - (*) 連絡網、連絡手段の詳細は第4条の記載内容参照。
- ② 前項の災害対策検討会議を開催する場合、昼間・夜間を問わず本部長、副本部長、自治会長は明海中学校体育館前に集合する。(代理者の集合を可とする)
 - (*) 明海中学校体育館の場所については添付資料参照
- ③ 災害対策検討会議に入るメンバーは、他の住民等と識別するために予め指定されたユニフォームを装着して集合するものとする。(代理者の場合も同様)

第2条 津波時対応

津波が発生し、高い場所に移動することが不可欠な状況が発生した場合は、特別な指示が無くても地域内各マンションは緊急対策として下記の対応を行う。

- ① 各マンションは、マンション入口のオートロックを解除し、外部から避難できるようにする。
- ② 各マンション自治会は事前に管理組合と協議を行い、津波の恐れがある場合(含む大津波警報発令)は、マンション管理組合の承諾なしに、管理人がオートロックを解除できるよう事前に申し合わせておく、又その旨住民に説明し了解を得ておく。
※津波以外の災害時も必要に応じてオートロック解除を適応する。

第3条 その他災害時対応

1. 地震・津波以外の災害が発生し明海南小校区の地域としての災害対策が必要と判断される場合には状況に応じ明海南小学校長は本部長と連絡をとり(連絡が取れない場合は自主判断にて)各自治会長の招集を行い、災害対策検討会議を開催することができるものとする。
2. 対応の手順は、第1条に倣う。

第4条 連絡網

1. 連絡先一覧・順位
連絡先は本マニュアル「別紙 1 連絡網、災害時連絡先等」に記載されている。また連絡先に変更があり次第(例:自治会メンバーの変更)、従前メンバーは本マニュアルの構成組織に変更の連絡を必ず行なう。
なお、連絡の順番をあらかじめ決める事はせず災害対策検討会議メンバーは災害発生後速やかに且つ自主的に他の災害対策検討会議メンバーと連絡を取り合う。
2. 連絡手段・順位
各災害対策検討会議メンバー同士は連絡可能な手段で連絡を取り合うこととする。

尚、行政からの連絡は防災スピーカー、または防災ラジオで第1報が出されることになっている。

相互の連絡手段としては

- ①メーリングリスト、PC メールおよび携帯メール
- ②自宅電話および携帯電話、スマートフォン、PC
- ③防災無線
- ④各マンション内での災害掲示板(伝言ベース)
- ⑤SNS(LINE、フェイスブック等)

などが考えられるがその時点で可能な連絡手段で連絡を取り合う。

- (*) 防災無線については必ず本マニュアル構成組織間で定期的に通信訓練を行なっておくこと。

第3章 避難所運営

第1条 前提条件

1. 避難者の受入れ

- ① 災害発生直後の緊急避難時は、人道に配慮し、避難者は全員受け入れる。
- ② 災害発生後、安定状態になった時は行政と連携し当校区避難所で受け入れるべき避難者の範囲を明確にして対応する。
- ③ 本章記載内容は災害発生直後のことを想定したものではなく、発生後一定時間が経過し避難所を開設運営する状態になった場合のことを想定している。
- ④ 近隣住民で避難所を使用する避難者は7日間程度の水・食料・簡易トイレは自助努力で日頃から準備しておくことを前提とする。

2. 避難所の概要

- ① ケースA:短期避難所の場合(東日本大震災時に於ける浦安市の被災規模)
 - 避難所の目的
寝泊りの為の避難所として運営される期間は数日で、避難所としての主たる目的は情報収集、食料・水等の供給、トイレ利用等の基地として利用される。
 - 避難所で必要とされる役割
受付誘導・給水支援・仮設トイレ管理・情報伝達・相談窓口等。
- ② ケースB:長期避難所の場合(上記①のケースAを超える被災規模)
 - 避難所の目的
避難者が生活の場として比較的長期間使用することに加え避難所で生活しない地区住民もケースAの目的で利用する避難所を想定。
 - 避難所で必要とされる役割(ケースAからの追加※)
食料配給・エネルギー管理・資材調達管理・医療救命・衛生清掃・修理修復・学校子供・施設管理・防犯対策その他
(*)災害の規模に応じて、適宜班を設置し運営に当る。

第2条 避難所運営組織詳細

1. 避難所運営本部

- ① 避難者に対する本部からの伝達事項、指示事項の決定機関(運営会議で決定)。
- ② 本部長、副本部長、各自治会長 PTA会長、学校長、教頭、園長、学校支援コーディネーター、行政派遣スタッフから構成される避難所運営会議を、原則、毎日開催する。
- ③ 災害規模に応じた班を設置し、各班のリーダーをコアスタッフの中から指名するとともに、避難所運営に必要な班の指導管理を行う。
- ④ その他避難所運営全般に関する業務の統括。

2. 受付誘導班
 - ① 避難者受付の設置(原則として明海中学校体育館入口)
 - ② 各自治会受付デスク、登録用紙(初期受付用紙*、避難者受付名簿)、掲示板など準備
*:避難者が一気に押し寄せた場合の一次受付用紙
 - ③ 要支援者名簿、登録、人数確認
 - ④ 避難場所の掲示、ルート指示案内
 - ⑤ 避難場所への誘導

3. 給水支援班
 - ① 公助による給水作業の支援(行政との調整)
 - ② 給水時間、給水量、ローテーションなどの情報を把握し避難者への伝達
 - ③ 受給水体制の管理、支援スタッフの管理
 - ④ ペットボトル等、避難所にある防災備蓄の配布、管理

4. 食料配布管理班
 - ① 公助による食料配布の支援と秩序維持および配布ルール管理(行政との調整)
 - ② 備蓄食料の管理

5. 仮設トイレ設置管理班
 - ① 公助による仮設トイレの配置支援、設置個数の把握(行政との調整)
 - ② 防災備蓄の仮設トイレの設営・管理

6. 情報伝達班
 - ① 行政からの防災無線の管理運用
 - ② 指示事項の連絡体制維持・緊急連絡網の管理
 - ③ 外部(行政)からの情報受信と確認
 - ④ 外部連絡先の保持管理
 - ⑤ プライバシーの保護(対報道機関)

7. 衛生・清掃班(各自治会輪番制)
 - ① トイレなどの衛生管理・清掃
 - ② 避難所施設の衛生・清掃支援
 - ③ ごみ処理対応

8. 学校子供班(主にPTA 役員)
 - ① 児童生徒の安全確認
 - ② 児童生徒のケア、保護
 - ③ 保護者、学校との連携活動
 - ④ ボランティア活動への参加
 - ⑤ 乳幼児の対応 スタッフ体制の確立

9. 医療救命班

- ① 各自治会に在住するプロ人材との連携
 - ② 外部支援組織との連絡調整(行政主導による1次、2次、3次医療施設等)
 - ③ 救急連絡手段の手配方法の確認
 - ④ 弱者ケア体制の確保
 - ⑤ 医療資材管理(女性用備品対応にも留意)
 - ⑥ 行政との連絡調整
- (*)行政の体制については添付資料参照。

10. エネルギー管理班

- ① 冬季暖房設備の確保・停電対応手配
- ② 燃料調達手配
- ③ 行政との連絡調整

11. 資材調達管理班

- ① 不足資材、必要資材の確認と調達
- ② 資材管理

12. 施設管理班

- ① 施設の安全確認
- ② 応急修理、修復
- ③ 余震対応準備
- ④ 避難場所の割り当て、収容人数の確認
- ⑤ ケース A、ケース B に対応した収容スペースの確定
- ⑥ 要支援者・女性のための収容場所の設置
- ⑦ 防火対策(火の用心)

13. 苦情相談班

- ① 避難者からの苦情、相談対応

14. 防犯対策班

- ① 避難所施設内使用ルールの策定と管理
- ② 防犯活動

15. 人材管理班

- ① 各自治会在住のプロフェッショナル人材の把握と適正活用
- ② 以下のボランティア人材の把握と適正活用
 - 行政を通じて派遣されるボランティア
 - 各自治会住民によるボランティア

第3条 避難者収容場所および関連施設位置図

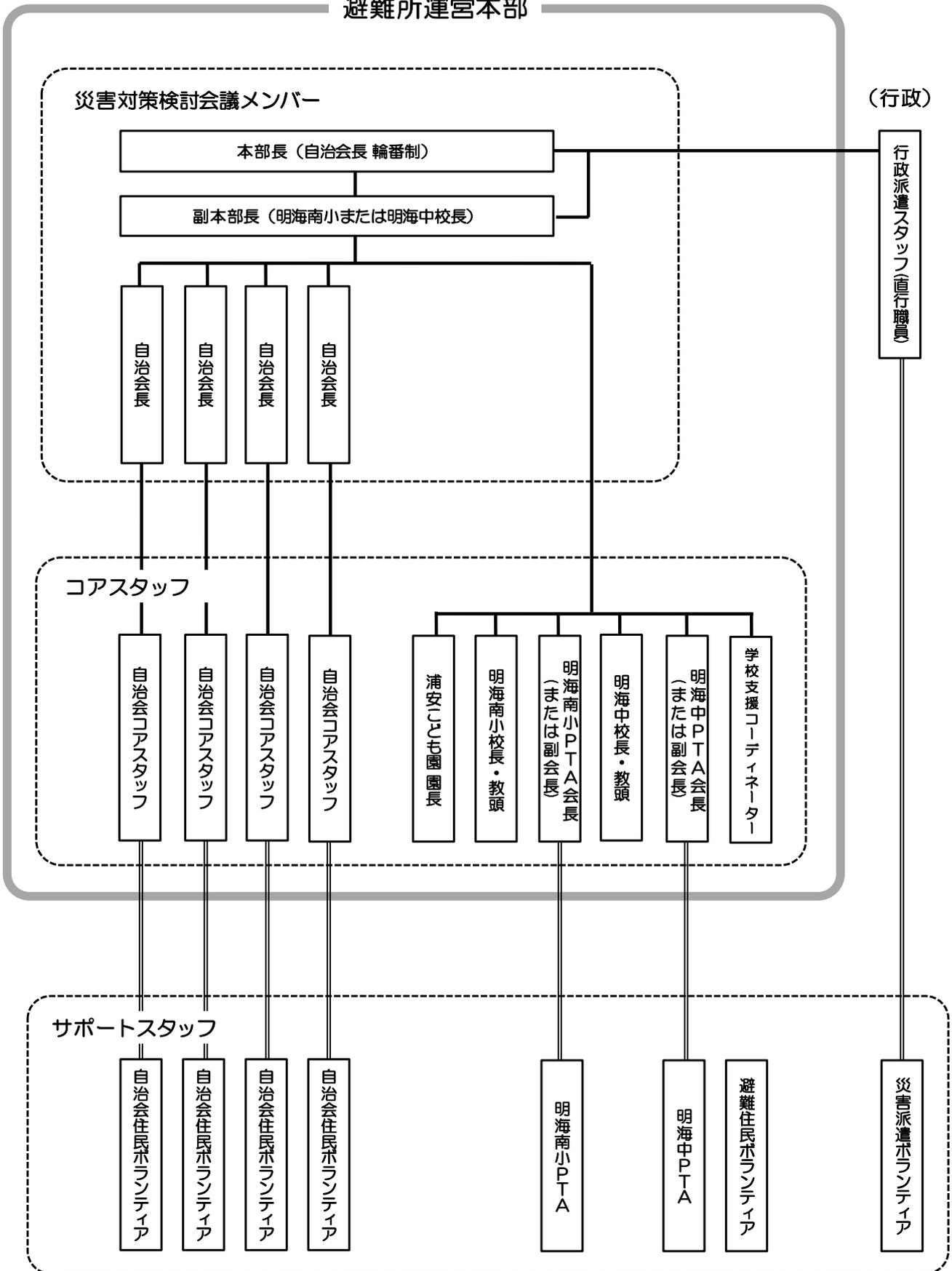
明海南小学校、明海中学校施設内での以下想定設置場所は添付資料の通り。

- 避難スペース(ケース A、ケース B)
- 要支援者・女性のためのスペース
- 仮設トイレ
- 避難所運営本部および会議室
- 防災備蓄倉庫
- 給水所
- 医療・医務室

参考 添付資料

- 別紙 1 避難所運営組織および各所連絡先
- 別紙 2 各種図面(館内利用細則)
- 別紙 3 明海南小学校防災備蓄リスト
- 別紙 4 初期受付用紙
- 年次配信(非添付)構成員連絡先

避難所運営本部



(別紙 1 広域避難所構成メンバー連絡先)

(別紙 1 構成メンバー連絡網および各種連絡先)

1. 防災関係施設連絡先

- 浦安市役所 047-351-1111
- 浦安市消防本部 047-352-3550
- 浦安警察署 047-350-0110
- 千葉県水道局葛南営業所 047-357-1195
- 東京電力(株) 市川浦安営業所 0120-995-5556
- 京葉ガス(株) 保安指令センター 047-325-1590
- 浦安市社会福祉協議会 047-355-5271

2. 医療施設連絡先

- 第1次医療施設（軽度の患者を対象とする）
 - ① 明海小学校： 047-380-8600
 - ② 救急診療所(市健康センター内) 047-381-9999
- 第2次医療施設（主に重症患者を対象とする）
 - ① 順天堂大学医学部付属病院 047-353-3111(金)
 - ② 浦安中央病院 047-352-2115(月、火、土、日、祝)
 - ③ 浦安病院 047-353-8411(水、木、土、日、祝)
 - ④ 東京ベイ浦安市川医療センター047-351-3101(土、日、祝)
- 第3次医療施設（慢性疾患などを対象とする）
 - ① 順天堂大学医学部附属病院 047-353-3111
 - ② 県広域医療施設(災害発生時に別途千葉県が指定する。順天堂大学医学部附属病院で患者を収容しきれない等の事態が発生した場合に、同病院から次の搬送先である千葉県指定の病院の紹介を受ける。)

3. 災害伝言ダイヤル

(NTT 東日本)

- 伝言の録音方法
 - ① 『171』にダイヤル
 - ② 『1』を入力
 - ③ 被災地の方の電話番号を入力 (※)
 - ④ メッセージを録音 (※)
 - ⑤ 自動で終了
- 伝言の再生方法
 - ① 『171』にダイヤル

- ② 『2』を入力
 - ③ 被災地の方の電話番号を入力 (※)
 - ④ メッセージが再生される (※)
 - ⑤ 自動で終了
- (※) ガイダンスが流れるので、これに従ってください。

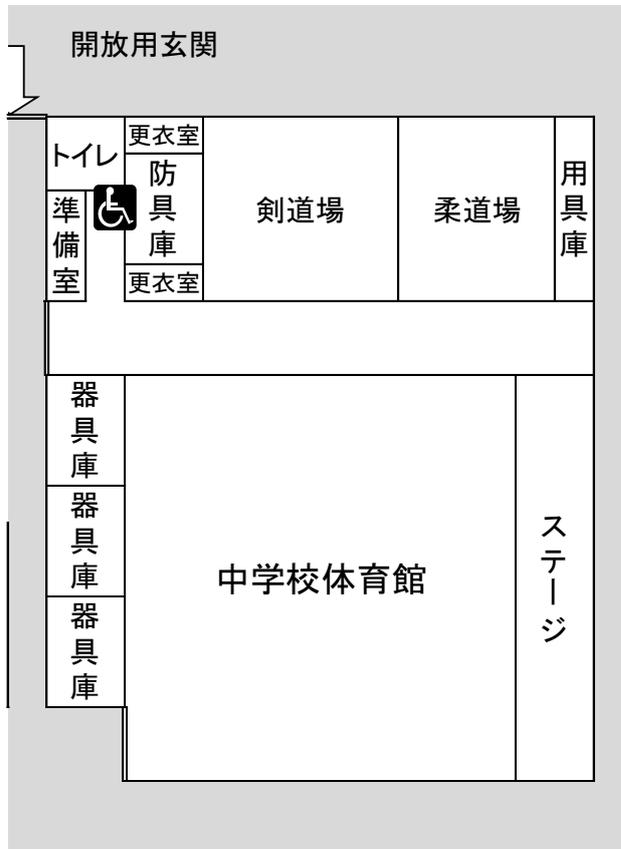
(各種携帯電話)

[iMenu(NTTdocomo)], [EZメニュー(au)], [Yahoo!keitai(ソフトバンク)]に掲載されている災害用伝言板を利用する。なお、以下の URL にアクセスすることにより PC から確認可能。

- NTTdocomo <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
- au <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
- ソフトバンク <http://dengon.softbank.ne.jp/>

以 上

明海中学校体育館 災害時の備忘



- ・避難者受付名簿⇒準備室
(入って左手小部屋)
- ・長机⇒ステージ左下
- ・椅子⇒ステージ中央
(ステージ下のカート)

【武道場用具庫にあるもの】

- ・石油式ストーブ大～小
(灯油は別の場所にあります)

【体育館の設備】

- ・ステージには放送設備がありますが、使用のためには職員室にある鍵が必要です。
- ・ステージの向かって右側の用具庫内にエアコンのスイッチがあります。南京錠の鍵は入り口の鍵についています。ON・OFFのみで使用します。

明海南小学校校区広域避難所 初期受付用紙

No.

受付日	受付時間	氏名	性別 年齢	住所	携帯電話番号 メールアドレス	備考
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			